

令和7年7月

国立大学法人筑波大学

国立大学法人筑波大学常盤台職員宿舎跡地における土地貸付事業に係る
優先交渉権者の決定について

令和7年2月10日付けで公告した「国立大学法人筑波大学常盤台職員宿舎跡地における土地貸付事業」に係る公募型プロポーザルについて、多数の提案書の提出があり、提案書及びプレゼンテーション等を厳正に審査した結果、下記のとおり優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

記

1. 優先交渉権者及び次順位交渉権者

(1) 優先交渉権者

三井不動産レジデンシャル株式会社

(2) 次順位交渉権者

野村不動産株式会社

2. 優先交渉権者の決定理由

優先交渉権者の提案は次世代育成型マンションの開発・運営と病院施設の設置であり、内容評価及び価格評価の結果を合計した総合評価において、最高得点となった。

以上